やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金

応募要件の確認書（脱炭素関連枠）

商号又は名称

住　　　　所

■　事業所等に関する確認項目

　　山口県内に主たる事務所を有しない企業にあっては、以下に該当するものがあれば記入してください。

・　山口県内にある工場、研究所等

名　称

所在地

・　研究開発を実施している山口県内の貸研究室又はインキュベーション施設

名　称

所在地

■　中小企業に係る確認項目

・　主たる事業として営んでいる業種（次頁中小企業の範囲参照）

・　資本金の額又は出資の総額　　　　　　　　円

・　常時使用する従業員数　　　　　　　　　 人

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 該当の有無 |
| 当社は、発行済株式の総額又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している会社である。 | □ 該当する  □ 該当しない |
| 当社は、発行済株式の総額又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属している会社である。 | □ 該当する  □ 該当しない |
| 当社は、大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている会社である。 | □ 該当する  □ 該当しない |

（参考）中小企業の範囲

次のアからエまでのいずれかに該当する企業を指します。

ア　資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ　資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ　資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ　資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種 | 資本金の額  又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 | ３億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | １憶円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

※「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」は、いずれかを満たせば要件に該当します。

ただし、以下に該当するものは除きます。

・発行済株式の総額又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業(前述ア～エに掲げる会社以外の会社をいう。以下同じ。）の所有に属しているもの

・発行済株式の総額又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属しているもの

・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めているもの